

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、「株主重視」の基本方針のもと、企業価値の向上と株主への利益還元を経営の柱としております。その実現のために、株主、顧客、取引先、地域社会、従業員等の皆様と当社を取り巻く様々なステークホルダーと良好な関係を築き、地域社会に貢献しうる企業を目指して努力しております。経営の透明性・公正性を確保し、迅速・果敢な意思決定に努め、経営システムが適切に運用できるよう、以下の5点を基本方針に掲げ、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでおります。

1. 株主の権利・平等性を確保するとともに、適切な権利行使に係る環境整備や権利の保護に努めます。
2. 株主以外のステークホルダー（顧客、取引先、地域社会、従業員等の皆様）との適切な協働に努めます。
3. 法令に基づく開示を適切に行うとともに、主体的な情報発信も行い、透明性の確保に努めます。
4. 透明・公正かつ機動的な意思決定を行うため、取締役会の役割・責務の適切な遂行に努めます。
5. 株主との建設的な対話に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則2-6】企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社では、現在、企業年金を運用していないため、アセットオーナーには該当しておりません。

【原則4-2-1】経営陣の報酬（中長期的な業績と連動する割合や、現金報酬と自社株報酬との割合）

当社の役員報酬は【原則3-1(3)】に記載した方針で決定しておりますが、当社の業績および株式価値の連動性をより明確にし中長期的な業績の向上と企業価値の向上への貢献度を高めることや、株主との価値の共有を進めることを目的とし、報酬全体の構成や割合を勘案したインセンティブプランを検討しております。

【原則4-10-1】任意の仕組みの活用

当社では、指名委員会・報酬委員会などの独立した諮問委員会を設置していませんが、取締役候補の選任及び取締役の報酬は、独立社外取締役に説明しその助言を受けたうえで決定することとしており、独立社外取締役より適切な助言を得ております。このように、取締役候補の選任や取締役の報酬について、独立社外取締役の適切な関与・助言を得ることとしていることから、これらに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任は担保されているものと考えております。なお、より一層の公正性・透明性の向上のため、様々な検討をしております。

【原則4-11】取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件

当社では、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方、取締役の選任に関する方針・手続きは【原則4-11-1】に記載しておりますが、現在の取締役は全員男性となっております。ジェンダーの多様性確保につきまして引き続き検討しております。

【原則5-2】経営戦略や経営計画の策定・公表

当社は、当社グループの事業の拡大および収益力の向上等による株主価値の拡大を目指し、主力事業であります子育て支援事業を積極的に展開するために必要となる十分な株主資本の水準および安定的な経営を担保する株主構成を保持することを資本政策の基本と考えており、利益配分については、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、連結配当性向30%前後の業績連動型配当の継続実施を基本方針としております。

また、当社は、2018年6月開催の定時株主総会および同日の取締役会にて新経営体制となり、今後の経営方針・中期経営計画が確立したことから、2018年8月8日に、2025年3月期にあるべき姿として長期経営ビジョンを定め、その実現に向けた2019年3月期から2021年3月期における3ヶ年の重点施策や売上予想および経常利益予想を掲げた『「長期経営ビジョン2025」および「中期経営計画」の策定に関するお知らせ』を公表しております。その具体的な施策および内容につきましては当社ホームページをご参照ください。

今後は、資本効率等に関する目標値の公表も検討し、当社の事業ポートフォリオの見直し等を含む経営戦略の具体的な施策についてより明確に説明できる体制の構築を検討しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】政策保有株式

(政策保有株式に関する方針)

当社は、事業戦略、取引先との取引上の関係等を総合的に勘案し、当社グループの企業価値の向上と経営に資すると判断されるものにつき政策保有をすることもあります。政策保有株式については、毎年取締役会で、個別の政策保有する上場株式について、保有目的の適正性、保有による便益やリスクが資本コストに見合っているか等の項目を精査し、当社グループの企業価値の向上と経営に資するか否かの観点から検証し、意義が不十分、あるいは資本政策に合致しない保有株式については縮減を進めます。

(議決権行使に関する基本方針)

当社は、提出される議案内容を吟味し、投資先企業の戦略・経営計画に沿ったものであるか、株主利益を損なうものでないかを判断した上で議決権を行使いたします。

【原則1-7】関連当事者取引

当社および当社グループが、当社役員、また、当社役員が兼務している会社や主要株主等と関連当事者取引を行う場合には、当該取引につい

て、取引の規模および重要性に応じた審査を経るために取締役会にて承認を得て行うこととなっております。
また、その取引実績につきましては、関連法令に基づき、適時適切に開示しております。

【原則3 - 1】情報開示の充実

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社では、タイムリーディスクロージャーの重要性を認識し、法令に基づく開示のほか、投資者の投資判断において重要と思われる事項はもとより、投資者に対する積極的な情報開示を行っており、主体的な情報発信に努めております。会社の目指すところに関する「経営理念」、「行動準則」、「長期経営ビジョン」および「中期経営計画」の策定に関するお知らせ(2018年8月8日公表)は、当社ホームページにて開示しておりますので、ご参照ください。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当コーポレートガバナンス報告書「1 - 1. 基本的な考え方」に記載しております。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役及び監査役等の報酬等は、月額報酬(固定)のみで構成されております。

報酬の決定に関する方針は、会社の業績に応じ、業務執行を行う役員においては、各担当責任部門における職責及び各人業績等を勘案し、常勤取締役報酬規程に基づいて方針を決定し、株主総会決議により定められるそれぞれの報酬総額の限度内で、取締役の報酬においては取締役会の決議にて、監査役の報酬においては監査役の協議にて決定しております。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社では、以下の指名に関する方針に基づき、代表取締役が取締役および監査役候補者の原案を作成して取締役会に提案し、取締役会で決定しております。

取締役の指名におきましては、グループ全体のコーポレートガバナンス体制の向上を率先して図ることができ、グループ経営方針に沿った事業会社の業務執行を執り行う経験・能力を有するなど全体のバランスを配慮して選定することとしております。

監査役の指名におきましては、法務・財務・企業経営等の幅広い知識と見識を有し、業務執行役員の監視・監督と適切な助言・指導ができる事を基準に選定することとしております。

なお、取締役または監査役の解任議案の株主総会への上程につきましては、該当者の職務執行における不正または重大な法令もしくは定款違反等を勘案のうえ取締役会で決定いたします。

(5) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選解任・指名についての説明

当社株主総会招集通知に取締役及び監査役の選任理由を記載しております。

取締役及び監査役の選任理由につきましては、当社ホームページにて開示しております「第27回定時株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類及び2019年6月6日付「第27回定時株主総会招集ご通知」の一部訂正について」ならびに2018年10月5日付「臨時株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類及び2018年10月16日付「臨時株主総会招集ご通知」の一部追加記載について」をご参照ください。

なお、取締役及び監査役の解任についても、解任議案を株主総会へ上程するにあたり、該当者の解任理由を当該解任議案に係る株主総会招集通知において開示いたします。

【原則4 - 1 - 1】取締役会による経営陣に対する委任の範囲の概要

当社の取締役会は、経営の意思決定および監督機関とし、決議すべき事項は、法令・定款に定められた事項、重要な業務等に関する事項を基準に分類し、取締役会規程にて定められております。それ以外の意思決定については、決裁権限基準に則り、代表取締役社長をはじめとする経営陣が行っております。

取締役会での意思決定に基づく業務執行体制として、業務執行責任者である各事業部門の担当取締役が補助会議体として業務分野別の会議体を設け、業務執行の分離の確立を図っております。

各会議体においては、取締役会で決定された方針の具現化や各課題に関する対応や対策を各事業分野に精通したメンバーで協議し、また、取締役会へ報告・決議が必要な各事業分野ごとの案件等について様々な観点から内容を精査・検討し、取締役会へ報告・議案を付議する体制をとっております。

各会議体の内容は、取締役および監査役に報告され、部門ごとの具体的な課題や問題を迅速に察知、対処できる仕組みとなっております。

【原則4 - 9】独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社は、一般株主と利益相反の生じる恐れがない独立性のある社外取締役および社外監査役を選任することを基本方針としており、以下に該当しないことを基準としております。

a. 当社の親会社又は兄弟会社の業務執行者

b. 当社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者又は当社の主要な取引先若しくはその業務執行者

c. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家

d. 最近において上記a～cまでに該当していた者

e. 次の(a)から(c)までのいずれかに掲げる者(重要でない者を除く。)の近親者

(a) 上記aからdまでに掲げる者

(b) 当社又は子会社の業務執行者(社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。)

(c) 最近において(b)に該当していた者

また、上記の独立性に関する要件に加え、当社の経営に対し率直かつ建設的に助言し監督できる高い専門性と豊富な経験を有していることを重視しております。

【原則4 - 11 - 1】取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方、取締役の選任に関する方針・手続

当社の取締役および監査役の選任手続きは【原則3 - 1(4)】に記載のとおりですが、女性取締役および監査役の登用など、コーポレートガバナンス機能の充実と事業の特性に応じた業務執行力の発揮を図るなど、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性を確保することとしております。

また、取締役会の機能を効果的に発揮できる適切な規模の維持にも努めており、当社の取締役会での議論のプロセスや審議の結果のいずれの点におきましても、経営の健全性や透明性、業務執行の有効性や効率性を維持できるものと考えております。

【原則4 - 11 - 2】取締役・監査役の兼任状況

社外を含む取締役および監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力に支障がないことを確認した上で選任をしております。特に社外役員の選任においては、当社取締役会への出席に特段の支障がないことを確認しております。

各役員の兼任状況につきましては、株主総会招集通知、有価証券報告書を通じ開示しておりますので、ご参照ください。

【原則4 - 11 - 3】取締役会全体の実効性についての分析・評価結果の概要

当社は、取締役会の実効性を高めるために、取締役会による経営の監督の実効性及び適正性について、取締役全員に対してアンケートを行いました。取締役会は、その結果について取締役会事務局から報告を受けた上で、取締役会全体の実効性について分析・評価を行いました。今後

も当社は、この評価結果に基づいて改善を図ることにより、取締役会による経営の監督の実効性及び適正性の一層の向上に努めてまいります。

【原則4-14-2】取締役・監査役に対するトレーニングの方針

取締役および監査役がその役割・責務を適切に果たすために必要なトレーニングおよび情報提供を適宜実施しており、それに生じる費用は当社が負担しております。

具体的には、取締役または監査役が新たに就任する際は、関連規程や法律およびコーポレートガバナンスに関する研修等を行い、新たに就任する役員が社外の場合は、当社および当社グループの経営戦略や事業内容および状況等の理解を深めるために、必要な情報提供を行うとともに、各施設への視察を行う等の施策を実施しております。

また、就任後も法改正や経営管理、経営課題に関する研修の提供を行う等、継続的に実施しております。

【原則5-1】株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針

当社では、タイムリーディスクロージャーの重要性を認識し体制整備を行っており、これに基づいたIR活動を実施することで株主・投資家との信頼関係を築き、企業価値の最大化を図っております。

IR及びPR活動は、代表取締役社長をトップとし、管理本部及び経営企画本部広報IR部が連携して行っております。実務に関する担当部署である管理本部(総務部・財務経理部)及び経営企画本部広報IR部においては、役割分担を明確にした開示体制を構築し、各部門との情報共有や連携を図り、適時開示情報のみならず、当社ホームページやプレスリリース等を活用し広範な情報開示に積極的に努めております。また、定期的に決算説明会の開催を行うほか必要に応じて個別面談を行うなど、様々な形で情報発信を行い、株主等との対話の促進を図っております。

そのIR活動で得られた株主・投資家からの意見につきましては、必要に応じ取締役会へ報告がなされております。また、IR活動や情報開示にあたっては、内部者取引防止規程に基づき、関連法令を遵守して行うこととしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%以上20%未満
--	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
マザーケアジャパン株式会社	24,074,800	27.40
ジェイ・ピー従業員持株会	5,262,800	5.99
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	3,433,400	3.90
ほがらか信託株式会社信託口A - 1	3,219,100	3.66
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,504,700	2.85
王 厚龍	2,320,000	2.64
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,168,600	2.46
THE BANK OF NEW YORK 133652	2,064,400	2.34
株式会社S S B Fコンサルティングサービス	1,522,100	1.73
JCテクノロジー株式会社	1,392,200	1.58

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 更新

1. 「大株主の状況」は2019年3月31日現在の状況です。
 2. 2019年3月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書に係る変更報告書において、みずほ信託銀行株式会社及びその共同保有者であるアセットマネジメントOne株式会社が2019年2月28日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書に係る変更報告書の内容は次のとおりであります。

みずほ信託銀行株式会社 1,062,000株(1.21%)
 アセットマネジメントOne株式会社 2,675,500株(3.05%)

3. 2019年3月25日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニーが2019年3月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー 5,497,800株(6.26%)

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	サービス業

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
關 昭太郎	他の会社の出身者													
王 厚龍	他の会社の出身者													
穴田 卓司	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
關 昭太郎	-		關昭太郎氏は、複数の教育機関において要職を歴任し、また、政府関係会議の有識者委員を多数歴任し、教育及びガバナンスの深い見識を有しており、その豊富な経験・見識を活かして、当社の経営に対する監督や経営全般に係る助言を行い、コーポレート・ガバナンスの一層の強化・充実はもとより、特に幼児を中心とした教育と人材育成の充実を図ることができるものと判断しております。同氏は東京証券取引所が独立役員に関して定めたガイドラインのいずれの要件にも該当しないため、独立役員として選任しております。

王 厚龍		二親等以内の親族が、2010年4月から2011年8月まで、当社子会社である株式会社日本保育サービスの業務執行者でした。	王厚龍氏は、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験を通して培われた企業経営に関する高い知見を活かし、さまざまな観点から当社の経営に対する監督や経営全般に係る助言を行い、コーポレート・ガバナンスの一層の強化・充実を図ることができるものと判断しております。同氏は東京証券取引所が独立役員に関して定めたガイドラインのいずれの要件にも該当しないため、独立役員として選任しております。
穴田 卓司	-		穴田卓司氏は、公認会計士としての高い専門性とともに、企業経営コンサルティング業務等を通じて企業経営に関する見識を有することから、その豊富な経験・見識を活かして、当社の経営に対する監督や経営全般に係る助言を行い、コーポレート・ガバナンスの一層の強化・充実を図ることができるものと判断しております。なお、同氏は、歴任した社外取締役及び監査役の職責においては会社の経営に直接関与したことはありませんが、上記の理由により、当社が期待する社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。同氏は東京証券取引所が独立役員に関して定めたガイドラインのいずれの要件にも該当しないため、独立役員として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	5名
監査役員数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

会計監査人および監査役並びに内部監査室は定例ミーティングとして原則として四半期ごとに情報交換の機会を設けており、また、常勤監査役と内部監査室室長は社内ですべての種類の情報交換や意見交換を行い、相互連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役員数	4名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
勝又 英博	他の会社の出身者													
竹内 大和	他の会社の出身者													
佐原 忠一	他の会社の出身者													
戒 正晴	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
勝又 英博		-	勝又英博氏は、国内外の金融機関における豊富な経験及び見識を有しており、その豊富な経験・見識を活かして、当社の監査体制がさらに強化できるものと判断しております。同氏は東京証券取引所が独立役員に関して定めたガイドラインのいずれの要件にも該当しないため、独立役員として選任しております。
竹内 大和		-	竹内大和氏は、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験を通して培われた企業経営に関する高い知見を活かし、さまざまな観点から当社の監査に反映し、当社の監査体制がさらに強化できるものと判断しております。同氏は東京証券取引所が独立役員に関して定めたガイドラインのいずれの要件にも該当しないため、独立役員として選任しております。
佐原 忠一		2007年5月から2008年4月まで、当社の情報管理室長でした。	佐原忠一氏は、IR活動コンサルティング企業で培われた、ステークホルダーとのコミュニケーション等に関する豊富な経験と幅広い知識を活かし、当社の監査体制をさらに強化できるものと判断しております。同氏は東京証券取引所が独立役員に関して定めたガイドラインのいずれの要件にも該当しないため、独立役員として選任しております。
戒 正晴		1997年4月から2017年5月まで当社との間で法律顧問契約を締結しており、2003年4月から2017年5月まで当社のコンプライアンス委員会委員長でした。	戒正晴氏は、弁護士としての豊富な経験及び見識を有しており、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行することにより、当社の監査体制をさらに強化できるものと判断しております。なお、同氏は、これまで会社の経営に直接関与した経験はありませんが、上記の理由により、当社が期待する社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。同氏は東京証券取引所が独立役員に関して定めたガイドラインのいずれの要件にも該当しないため、独立役員として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数

7名

その他独立役員に関する事項

当社は、一般株主と利益相反の生じる恐れがない独立性のある社外取締役および社外監査役を選任することを基本方針としており、以下に該当しないことを基準としております。

- a. 当社の親会社又は兄弟会社の業務執行者
- b. 当社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者又は当社の主要な取引先若しくはその業務執行者
- c. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家
- d. 最近において上記a～cまでに該当していた者
- e. 次の(a)から(c)までのいずれかに掲げる者(重要でない者を除く。)の近親者
 - (a) 上記aからdまでに掲げる者
 - (b) 当社又は子会社の業務執行者(社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。)
 - (c) 最近において(b)に該当していた者

また、上記の独立性に関する要件に加え、当社の経営に対し率直かつ建設的に助言し監督できる高い専門性と豊富な経験を有していることを重視しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

当社の役員報酬は【原則3 - 1(3)】に記載した方針で決定しておりますが、当社の業績および株式価値の連動性をより明確にし中長期的な業績の向上と企業価値の向上への貢献度を高めることや、株主との価値の共有を進めることを目的とし、報酬全体の構成や割合を勘案したインセンティブプランを検討しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

2019年3月期における取締役に対する報酬の内容は、15名の取締役(社外取締役8名を含む)に対して96,222千円を支払っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役および監査役の報酬等は、月額報酬(固定)のみで構成されております。
報酬の決定に関する方針は、会社の業績に応じ、業務執行を行う役員においては、各担当責任部門における職責及び各人業績等を勘案し、常勤取締役報酬規程に基づいて方針を決定し、株主総会決議により定められるそれぞれの報酬総額の限度内で、取締役の報酬においては取締役会の決議にて、監査役の報酬においては監査役の協議にて決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

更新

当社では、取締役会事務局が次のように取締役会のサポートを行っております。

1. 取締役会の議案・資料等のとりまとめを行った上で、議長と事前打ち合わせを行い、招集通知の発送と同時に資料の配布を行っております。
2. 経営等の把握および適切な意思決定を行うために必要な情報について、事務局が適宜提供しております。
3. 毎月開催される定例取締役会と四半期ごとの決算取締役会に関する年間スケジュールを作成し事前に配布しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

取締役会

取締役4名、社外取締役3名の取締役計7名(男性7名)と、常勤監査役1名、社外監査役4名の監査役計5名(男性5名)の合計12名で構成される取締役会を原則毎月一回開催し、経営に関する重要な意思決定及び各部門の業務執行状況の報告を行っております。

監査役

常勤監査役1名(男性1名)、社外監査役4名(男性4名)を選任しております。
監査役は取締役会に出席し、意思決定及び業務執行状況について公正で客観的な立場から監視・監督を行い、経営の監視機能を果たしております。
また、監査役は自ら業務監査を行うほか、その機能強化と有効性を高めるため、内部監査室及び会計監査人と情報を共有し互いに連携しております。

コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、当社の役員、当社子会社の役員及び部長、ならびに当社顧問弁護士の男性14名、女性3名で構成されております。委員長は当社顧問弁護士であり、社外委員として当社社外監査役4名及び委員長とは別の当社顧問弁護士1名、社内委員として当社常勤監査役、当社代表取締役、当社取締役、当社子会社の役員及び部長3名が参加しております。
コンプライアンス委員会では、当社グループの企業活動の中で発生した、もしくは発生しうる事象を取り上げ、その事象の事実確認や分析を行い、当社グループが法令を遵守したうえで企業活動を行っているか否かをチェックしております。

会計監査人

会計監査人は監査法人東海会計社を選任しており、会計監査業務を執行した公認会計士は塚本憲司氏、大島幸一氏であります。

独立役員

社外取締役である關昭太郎氏、王厚龍氏及び穴田卓司氏、社外監査役である勝又英博氏、竹内大和氏、佐原忠一氏及び戒正晴氏は、一般株主と利益相反が生じる恐れがないため独立役員に選任しております。

社外取締役

社外取締役に關昭太郎氏、王厚龍氏及び穴田卓司氏を選任しております。選任理由は〔取締役関係〕に記載のとおりであります。

内部監査室

当社は取締役会直轄の内部監査室を設置しております。名古屋本社に2名と保育事業の中心である東京本部に9名配置し、当社及び全ての子会社の管理部門の監査や保育所の安全衛生面等の監査を行っており、当社取締役会への報告及び被監査部門への改善指示を行っております。

また、監査役及び会計監査人も常に情報交換を行っておりますが、定例のミーティングとして、内部監査室及び監査役、並びに会計監査人が原則として四半期ごとに情報交換等の相互連携を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、監査役制度を採用しており、会社法で定められた機関として株主総会、取締役会および監査役会を設置しております。

当社の取締役会は、株主に対する受託者責任を全うすべく持続的な企業価値の向上を目指し、その責任を果たすため、適切にリスクを包含む経営上の重要な意思決定とその業務執行の監督や法定事項の決議等に関する中心的な機能を担っております。

さらに、取締役会での意思決定に基づく業務執行体制として、業務執行責任者である各事業部門の担当取締役が補助会議体として業務分野別の会議体を設け、業務執行の分離の確立を図っております。

各会議体においては、取締役会で決定された方針の具現化や各課題に関する対応や対策を各事業分野に精通したメンバーで協議し、また、取締役会へ報告・決議が必要な各事業分野ごとの案件等について様々な観点から内容を精査・検討し、取締役会へ報告・議案を付議する体制をとっております。各会議体の内容は、取締役および監査役に報告され、部門ごとの具体的な課題や問題を迅速に察知し、対処できる仕組みとなっております。

監査役会は、原則毎月一回開催しております。各監査役は、取締役会、その他重要な会議に出席し意見を述べるとともに、代表取締役との意見交換や取締役等から適宜業務の執行状況を聴取すること等により、取締役の職務執行の適正性および適法性を監査しております。

こうした運営体制のもとで、それぞれの持つ機能と役割が当社のコーポレート・ガバナンスを有効に機能させるに適ったものであると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知の発送につきまして、早期発送するよう努めております。 (第27回定時株主総会招集通知 2019年6月7日発送 法定期限の5日前発送)
集中日を回避した株主総会の設定	当社では、株主との建設的な対話の充実や、そのための正確な情報提供等の観点を考慮し、招集通知の早期発送に努めるほか、招集通知の発送前に当社ホームページに同通知のPDFファイルを掲載しております。株主総会の開催日については、適正な財務報告や監査日程の十分な時間の確保の観点から決算日程を考慮し決定しております。今後におきましても、決算日程の短縮に努めつつ、株主総会関連の日程の適切な設定を行う所存であります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2016年6月29日開催の第24回定時株主総会から、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を開始いたしました。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知は英訳版を作成し、東京証券取引所及び当社のホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年に2回程度開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期ごとに決算説明会を開催いたします。	あり
IR資料のホームページ掲載	財務データ、適時開示事項、プレスリリース、会社説明会資料、決算説明資料	
IRに関する部署(担当者)の設置	(情報取扱責任者)経営企画本部 広報IR部 部長 IR担当部署は経営企画本部広報IR部が担っております。	
その他	<p>当社では、タイムリーディスクロージャーの重要性を認識し体制整備を行っており、これに基づいたIR活動を実施することで株主・投資家との信頼関係を築き、企業価値の最大化を図っております。</p> <p>IRおよびPR活動は、代表取締役社長をトップとし、管理本部及び経営企画本部広報IR部が連携して行っており、実務に関する担当部署である管理本部(総務部・財務経理部)及び経営企画本部広報IR部においては、役割分担を明確にした開示体制を構築し、各部門との情報共有や連携を図り、適時開示情報のみならず、当社ホームページやプレスリリース等を活用し広範な情報開示に積極的に努めております。また、定期的に決算説明会の開催を行うほか必要に応じて個別面談を行うなど、様々な形での情報発信を行い、株主等との対話の促進を図っております。</p> <p>そのIR活動で得られた株主・投資家からの意見につきましては、必要に応じ取締役会へ報告がなされております。</p> <p>また、IR活動や情報開示にあたっては、内部者取引防止規程に基づき、関連法令を遵守して行うこととしております。</p>	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

<p>環境保全活動、CSR活動等の実施</p>	<p>当社グループ従業員全員が節電の意識を持ち、地道なエコ活動を行っております。また、自然共生社会や低炭素社会に向けては、当社グループが運営する保育所の一部に地中熱エネルギーを利用した空調システムや太陽光発電システムを導入しCO2排出量削減に努めております。その他、保育所では、人体に優しい飲食物の提供に取り組んでおります。</p> <p>当社のCSR活動としましては、貧困世帯の子どもを支援するNPOへの寄付を現在行っております。今後は、NPOと協力し、当社従業員による子どもへの学習支援等、人的な支援も積極的に行ってまいります。</p>
<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>当社では、タイムリーディスクロージャーの重要性を認識し、株主をはじめとする様々なステークホルダーへのタイムリー且つ正確な情報伝達ができるよう、適時開示情報のみならず、当社ホームページやプレスリリース等を活用し広範な情報開示に積極的に努めております。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムに関する基本的な考え方及び整備の状況
業務の適正を確保するための当社の内部統制システムに関する基本方針及び整備状況は次のとおりであります。

- 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
各種規程を整備するとともに、法令及び定款を遵守したコンプライアンス体制の強化を図り、社長以下全取締役をけん制するために、弁護士を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、原則、毎月1回開催とする。
当社ではコンプライアンスを単に法令遵守として捉えるのではなく、企業倫理の考えを含めたものとして捉え、行動準則を制定し周知するとともにコンプライアンス教育・研修を継続的に行い、より高次元での経営体制を構築する。
また、取締役及び使用人が社内において、法令及び定款違反行為を発見した時や疑義ある行為が行われようとしていることに気づいた時は、匿名でも当社顧問弁護士を通じて会社に通報することができるなど未然に防止する体制として社内通報制度を構築し、運用する。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制
取締役はその職務に係る以下の文書(電磁的記録を含む。以下同じ。)その他の重要な情報を社内規程に基づき、それぞれの担当職務に従い適切に保存、管理を行う。
ア. 株主総会議事録
イ. 取締役会議事録
ウ. 取締役が主催するその他の重要な会議の議事の経過の記録又は指示事項と関連事項
エ. 取締役が決裁者となる決裁書類
オ. その他の取締役の職務の執行に関する重要な文書
カ. 会社法・金融商品取引法等の法令によって秘密として管理すべき経営情報、営業秘密及び顧客等の個人情報
キ. 上記各号に付帯関連する資料
代表取締役社長は上記の情報の保存及び管理を監督する責任者となっている。管理本部長は代表取締役社長を補佐し、上記に定める文書その他の重要な情報の保存及び管理を行う。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
安全に関する問題、天災に関する問題、コンプライアンスに関する問題、情報セキュリティに関する問題、その他当社における様々なリスクを組織横断的に、また各組織ごとに想定し、あらゆるリスクに対処すべくリスク管理体制を構築する。
また、新たに発生するリスクについては社長の指揮のもと、速やかに対応できる体制を構築し対処する。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
社長以下取締役全員と全監査役が出席する取締役会を原則として毎月1回開催し、上程された議案を審議、決議すると同時に、業務執行状況に関する報告及び重要事項についての意思決定を行う。
取締役会で決定した重要事項について、各本部長から具体的な業務執行の指示を出し、業務を展開する。また、業務分掌、決裁権限基準などの規程を定め、重要性に応じた意思決定を行う。
- 企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社及び子会社はグループ共通の「経営理念」と「行動準則」に基づき、グループの役職員全員が一体となって適正な業務運営に努めるよう、以下の体制をとる。
・子会社に対しては、当社常勤監査役が監査役に就任するなど、各子会社の業務執行状況を監査し、業務の適正を確保する体制を構築する。
・当社の取締役会で、子会社の経営状況についての報告及び重要事項についての事前協議を行い、子会社の自主性を尊重しつつ適正に経営されているかを確認する。
・内部監査室が、当社の子会社管理の状況や子会社の業務に関する監査を実施する。
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における使用人に関する体制
当社は、現在の会社の規模から、監査役を補助すべき使用人を置いていないが、必要に応じて取締役と監査役が協議し、その職務を補助するスタッフを置く。
- 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役付使用人の独立性、指示の実効性を確保するため、当該使用人に対する人事異動及び考課は常勤監査役の事前の同意を得る。
- 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制
監査役は、取締役会など重要な意思決定を行う会議に出席し、取締役及び使用人から重要な決定に関する報告を受ける。
また、法令に違反すること、業務の執行に重大な影響をおよぼすもの及び当社に損失を与える事態の発生など、異常が発生したときには即座に監査役に報告する体制を構築する。
なお、これらの報告に関しては、各種規程により報告者の個人情報の保護と報告したことによる不利益が生じないよう適正な措置をとる。
- その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制
監査役が、取締役や使用人から常に報告を受け、業務の執行状況を把握できるような体制を整える。
また、会計監査人と連携をとり、定期的に各地の施設に出向き、不正や法令違反がないかの調査を行う。
監査役は、必要に応じて会計監査人・弁護士に相談することができ、その費用は会社が負担する。
- 財務報告の信頼性及び適正性を確保するための体制
金融商品取引法の定めに基づき、財務報告の信頼性及び適正性を確保するために、全社統制、業務プロセスの統制を強化する内部統制システムを構築・運用・評価し、不備があれば是正する体制を構築する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

1. 基本的な考え方

反社会的勢力との関係を一切持たず、有事の際は積極的に外部専門機関に相談し、管理本部総務部を中心とした組織で毅然とした態度で排除することを基本方針とする。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

- ・対応統括部署は管理本部総務部としている。
- ・警察の担当者と平時から意思疎通を行い、企業防衛協議会等の外部専門機関と連携をとり、情報収集に努め、反社会的勢力に関する情報を管理・蓄積している。
- ・警察及び外部専門機関や民間企業の情報を活用し、取引先の審査や株主の属性判断を行っている。
- ・取引先等との契約書に反社会的勢力を排除する条項を導入している。
- ・不当要求等の有事の際には、担当部署が速やかに担当取締役に報告し、弁護士や警察及び外部専門機関と連携をとり、組織全体として対応に当たっている。
- ・各部門における各種研修時に反社会的勢力に関する情報伝達や研修を行っている。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社では、現時点では、買収防衛策の導入予定はありませんが、TOB等の発生時においては適時対応方針を発表してまいります。

株式会社の支配に関する基本方針

当社は、株式の大量取得を目的とする買付が行われる場合において、それに応じるか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えており、経営支配権の異動を通じた企業活動の活性化の意義や効果についても、何らこれを否定するものではありません。

しかしながら、一般にも高値での売抜け等の不当な目的による企業買収の存在は否定できないところであり、そういった買収者から当社の基本理念やブランド、株主をはじめとする各ステークホルダーの利益を守るのは、当社の経営を預かる者として当然の責務であると認識しております。

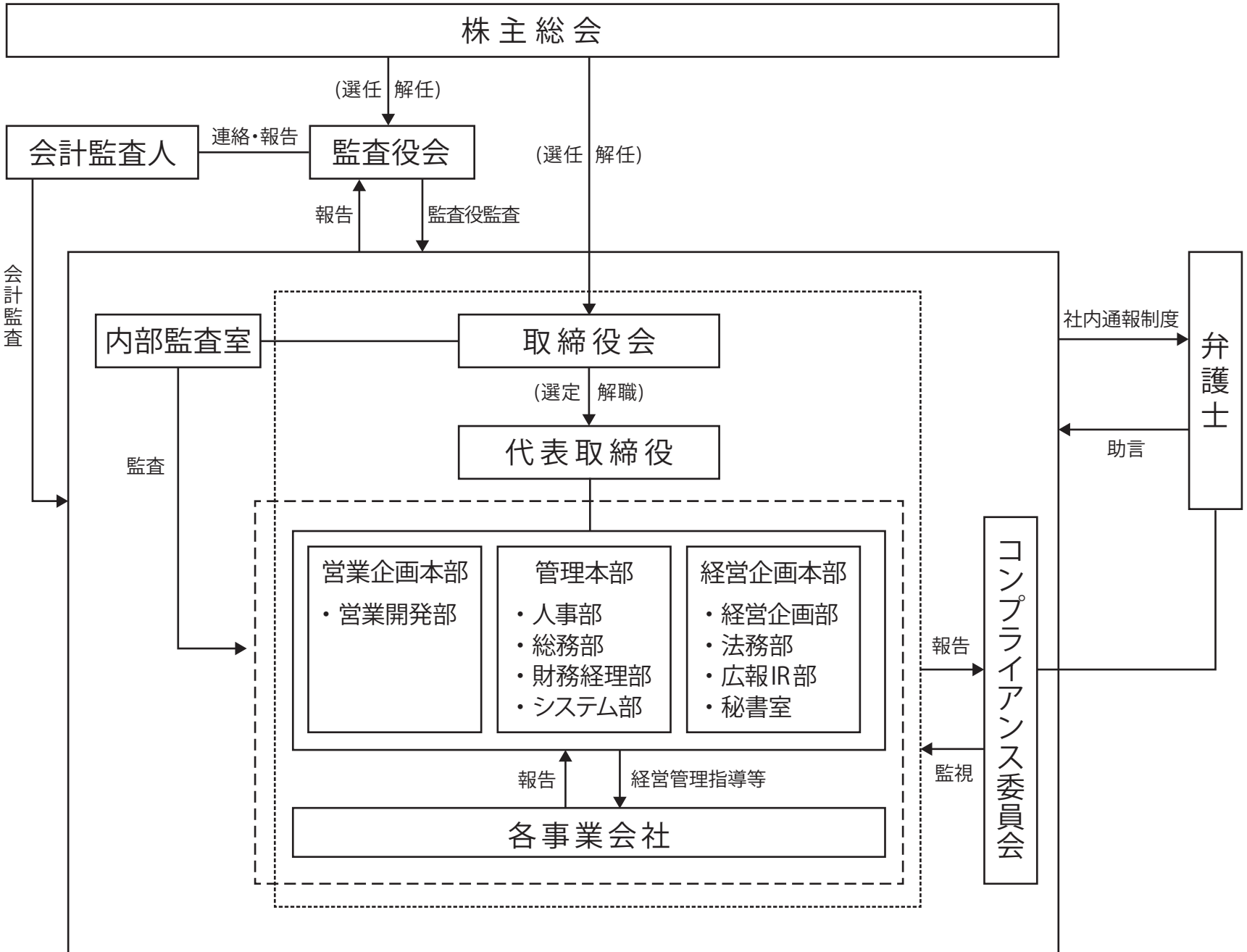
また、株式の大量取得を目的とする買付(または買収提案)に対しては、当該買付者の事業内容、将来の事業計画や過去の投資行動等から、当該買付行為(または買収提案)が当社の企業価値及び株主共同の利益に与える影響を慎重に検討し、判断する必要があるものと認識しております。

現在のところ、そのような買付者が出現した場合の具体的な取組み(いわゆる「買収防衛策」)をあらかじめ定めるものではありませんが、当社としては、株主から付託を受けた経営者の責務として、当社株式の取引や株主の異動状況を常に注視するとともに、株式の大量取得を企図する者が出現した場合には、直ちに当社として最も適切と考えられる措置を講じます。

具体的には、社外の専門家を交えて当該買収提案の評価や株式取得者との交渉を行い、当該買収提案(または買付行為)が当社の企業価値及び株主共同の利益に資さない場合には、具体的な対抗措置の要否及びその内容等を速やかに決定し、対抗措置を実行する体制を整えます。

なお、買収防衛策の導入につきましても、重要な経営課題の一つとして、買収行為を巡る法制度や関係当局の判断・見解、世間の動向等を注視しながら、今後も継続して検討を行ってまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新



② 適時開示体制の概要

